

一般事業主行動計画（次世代法）

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社

職員が仕事と家庭を両立させることができ、また職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

2 計画内容

【目標1】 年次有給休暇の一人当たりの平均取得日数を年間（年度）15日以上とし、夏季特別休暇の取得率100%を目指す。

（対策）令和5年4月から

- ① 年次有給休暇及び夏季特別休暇の取得状況を把握し、目標取得日数（取得率）より低い部署については、部署ごとに取得促進に繋がるような改善対策を講じる。
- ② 取得しやすい職場環境づくりを整備するため、管理職研修や社内研修を実施する。
- ③ 毎月の定例会議や部内会議等を通じて周知し、なお一層の取得率向上を図る。

【目標2】 職員が仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）を実現できるように、超過勤務の縮減を目指し、早帰りの環境を整備する。

（対策）令和5年4月から

- ① 週に一回、ノー残業デーを設定、実施し、社内放送などで呼びかける。
- ② 年に二回、超過勤務縮減のための会議（1回目：年度初めに昨年度の超勤時間に対する会議、2回目：年度途中（10月頃）に上期の超勤時間に対する会議）を所属長向けに開催し、働き方や業務の見直しを行う。
- ③ 「超過勤務の縮減のための指針（令和2年1月13日制定）」に基づき、管理監督者・職員のそれぞれ取り組むべき事項を社内研修や定例会議を通じて、周知し、超過勤務縮減の意識の涵養を図る。

【目標3】 育児休業・介護休業、育児休業給付、出生時育児休業、産前産後休業などの諸制度の周知や育児休業等を取得しやすい環境づくりに努める。

（対策）令和5年4月から

- ① 制度に関するパンフレットを対象者へ配布する。
- ② 育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職研修で制度を周知し、対象者への取得促進を努める。